

業務内容

1 業務名

アイヌ文化PRスペース運営業務

2 目的

PRスペースに併設するポロセは「作家の顔の見えるショップ」をコンセプトとし、各出品者を「札幌アイヌアーティスト」としてブランド化し、出品者と来店者が継続して繋がることを目指している。アイヌ文化PRスペースの事業目的は以下のとおり。

- (1) 市民や観光客等がアイヌ民族に関する理解を深めるために身近で参加しやすい機会を創出すること。
- (2) ポロセの売上増に寄与すること。
- (3) PRコーナー全体に賑わいを生み出すこと。

3 業務内容

PRスペースにおいて、ポロセ出品者によるワークショップや舞踊披露、演奏会などの体験型イベント、アイヌ文化を発信する空間「ミナパ」とのコラボレーション、アイヌ民族やアイヌ文化についての理解を促進する展示などを企画・実施する。企画にあたっては、例えばポロセ出品者との意見交換会議の開催等によりアイヌ民族当事者の意向を汲んだ上で、本業務の目的を常に意識し最大限の効果が得られるよう工夫すること。

なお、業務実施にあたっては「アイヌ文化PRスペース使用基準」（令和7年5月20日市民生活部長決裁。別添1）を順守すること。

- (1) PRスペース所在地（別添2参照）
札幌市中央区大通西4丁目地下鉄南北線大通駅コンコース（出口5横）
5番出口通路部分の使用は不可。
- (2) PRスペース開放日時
地下鉄大通駅営業時間に同じ。
- (3) イベント等実施時間
足を止めて立ち寄る通行者が多い曜日、時間等を考慮して受託者が決定すること。
- (4) イベント等開催頻度
毎月1度以上実施すること。
なお、イベント等を開催しない日時においても必ず何らかの常設展示を行うこと。
また、委託者がイベント等を企画する場合があるので、その場合は委託者と必要な協議・調整を行うこと。

(5) 費用負担

人件費、イベント等実施に係る什器及び機器（いずれも委託者が所有するものを除く）、消耗品など、本業務の実施に必要な費用は全て受託者の負担とする。

なお、ワークショップ等開催にあたり、参加者から材料費相当分の実費を徴収することは差し支えない。

(6) 什器等の取扱い

アイヌ工芸品等常設販売店「PORSE（ポロセ）」運営業務における販売什器等を使用して差し支えない。なお、盗難の恐れのある展示品等は、ポロセの営業終了後、ポロセのシャッター区画内若しくは5番出口下倉庫の所定の場所に収納すること。

(7) 広報

アイヌ工芸品等常設販売店「PORSE（ポロセ）」運営業務における広報媒体も活用しながら、市民・観光客等に向けて効果的な情報発信を行うこと。

(8) 事業計画及び実施報告

履行期間開始までに、本業務実施に関する業務計画書を作成し、委託者に提出すること。

また、アイヌ工芸品等常設販売店「PORSE（ポロセ）」運営等業務の月次決算と合わせて、写真を添付した当該月のイベント等実施結果報告書を委託者に提出すること。

(9) 報告書等の提出

委託者へ提出が必要な書類等は以下のとおり。

提出の方法については委託者と協議すること。

提出書類等	部数	提出期限
ア 履行期間開始前 ・業務計画書（様式任意）	1	履行期間開始まで
イ ポロセ運営等業務の月次決算時 ・完了届（PRコーナー運営業務） ・イベント等実施結果報告書（様式任意。写真を添付すること。）	各1	各月の営業終了後 （令和9年3月は当月中）

アイヌ文化 PR スペース使用基準

令和7年5月20日市民生活部長決裁

（目的）

第1条 この基準は、アイヌ文化 PR スペース（以下「PR スペース」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用の基準）

第2条 PR スペースは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、使用することができる。

- (1) 札幌市各部局が事業を行う場合
- (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらの外郭団体等が、市民や観光客等がアイヌ民族に関する理解を深めるための事業を行う場合
- (3) 札幌市在住又は活動の拠点が札幌市にある個人又は団体が行う事業が、市民や観光客等がアイヌ民族に関する理解を深めるための事業であると市民生活部長が認める場合
- (4) 市民生活部長が特別な事情があると認める場合

（関係法令の遵守）

第3条 PR スペースを使用する際は、関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）など）を遵守し、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、使用者が必要な手続を行わなければならない。

（使用可能時間）

第4条 PR スペースの使用可能時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市民生活部長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用の承認等）

第5条 PR スペースの使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ使用申込書（様式1）を市民生活部長に提出しなければならない。

- 2 市民生活部長は、PR スペースの使用の承認を決定したときは、その者に対し使用承認書（様式2）を交付する。
- 3 市民生活部長は、前項の承認（以下「使用承認」という。）を与える場合において、PR スペースの管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

（使用の不承認）

第6条 市民生活部長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合
- (4) 特定の政治又は宗教の宣伝活動のために使用する場合
- (5) 営利を目的とする事業（その一環として行う宣伝活動を含む。）のために使用する場合
- (6) 物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等を伴い、若しくは入場料を徴収する場合。ただし、次に掲げる場合を除く。
 - ア PR スペースにおいて行う事業に付随するもの（ワークショップ等で使用する材料等）を、事業の参加者に実費で頒布する場合
 - イ その他市民生活部長が特別な事情があると認める場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民生活部長がPR スペースの設置目的に照らして明らかに不適当又は管理運営上支障があると認める場合

（承認の取消し等）

第7条 市民生活部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認の条件を変更し、PR スペースの使用の停止を命じ、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 使用者が使用承認の条件に違反した場合
- (3) 使用者がこの使用基準に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

（使用の限度）

第8条 PR スペースの使用は、一の事業につき連続した7日間を限度とする。ただし、市民生活部長が特別な事情があると認める場合は、この限りではない。

（遵守事項）

第9条 PR スペースを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物を持ち込まないこと。
- (2) 喫煙を含め火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 承認を受けた施設及び備品以外は使用しないこと。
- (6) 地下鉄駅構内放送を阻害するおそれのある音量（80db 以上）を発生させないこと。
- (7) その他本市職員の指示に従うこと。

(原状回復)

第 10 条 PR スペースを使用した者は、PR スペースの使用を終了したとき、又は第 7 条の規定により区民センター等の使用の停止を命じられ、若しくは使用承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市民生活部長が特に認める場合は、この限りでない。

(賠償)

第 11 条 PR スペースの施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失した者、また、PR スペースの利用に伴う歩行者との接触等人身事故をはじめ第三者に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市民生活部長は、やむを得ない事由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

2 使用申込者は、第 7 条の規定により、PR スペースの使用承認の条件の変更、使用の停止又は使用承認が取り消された場合に損害が生ずることがあっても、札幌市に対してその損害の賠償を求めることができない。

附則

- 1 この基準は、令和 7 年 5 月 20 日から適用する。
- 2 この基準の適用前にこの基準の適用日以降の日に係る使用の承認を受けた者については、この基準に基づいて使用の承認を受けたものとみなす。

様式1

アイヌ文化 PR スペース使用申込書

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用備品 ※使用する 物品に ☒	☐ テーブル ____台 ☐ 箱什器 ____台 ☐ ベルトパーテーション（高・低） ____本 ☐ パイプ椅子 ____脚 ☐ ディスプレイ ☐ その他（ ）
上記のとおり使用したいので申し込みます。 団 体 名 _____ 代表者住所 _____ 代表者氏名 _____ 担 当 者 名 _____ 電話()-()	

※使用条件			
※ 本件の申し出について、上記条件を付したうえ承諾してよろしいか。			
	アイヌ施策 課長	事業調整 担当係長	担当

様式2

アイヌ文化 PR スペース使用承認書

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
使用備品	☐ テーブル ____台 ☐ 箱什器 ____台 ☐ ベルトパーテーション（高・低） ____本 ☐ パイプ椅子 ____脚 ☐ ディスプレイ ☐ その他（ ）
使用者	団 体 名 _____ 代表者住所 _____ 代表者氏名 _____ 担 当 者 名 _____ 電話()-()
使用条件	

上記のとおり使用を承認します。

令和 年 月 日 市民生活部長

注 意 事 項	1 政治・宗教宣伝活動及び営利活動にはご使用になれません。また、物品の販売を伴う場合には条件があります。
	2 ご使用の準備、撤収は使用者ご自身で行い、撤収は利用最終日の午後5時までに行ってください。
	3 使用期間中に生じた事故については、使用者に責任を負っていただきます。展示物等の管理及び事故防止には万全を期してください。
	4 公益上やむを得ない場合、使用を中止していただく場合があります。
	5 ご使用にあたっては、アイヌ文化 PR スペース使用基準を遵守していただきます。また、職員の指示に従ってください。

